

## 第四章 王政復古後の地方行政

### 第一節 王政復古と地方行政

#### 一、王政復古と官制整備

王政復古と三職 慶応三年（一八六七）一〇月一三日薩摩藩、一四日に長州藩に対して、討幕の密勅が下ったが、これと日と同じくして將軍慶喜は大政奉還を奏請し、翌一五日に勅許され、一二月九日に王政復古の大号令が発せられた。これとともに朝廷首脳部の一斉更迭が行われ、職制の変更が発表された。すなわち旧職制の内覧・勅問・国事御用掛・議奏・武家伝奏・守護職・所司代など廃し、新職制として総裁・議定・参与の三職が設置された。三職の人名は次のとおりである。

総裁 有栖川宮熾仁親王  
 議定 仁和寺宮嘉彰親王 山階宮晃親王 中山忠能  
 正親町三條実愛 中御門経之 徳川慶勝（尾張）  
 松平慶永（越前） 浅野茂勲（安芸） 山内豊信（土佐）  
 島津茂久（薩摩）  
 参与 大原重徳 万里小路博房 長谷信為  
 岩倉具視 橋本実梁

藩士の参与は一二日に次のとおり任命された。

（尾張） 丹羽淳太郎 田中国之輔 荒川甚作  
 （越前） 中根雪江 酒井十之丞 毛受鹿之助  
 （安芸） 辻 将曹 桜井与四郎 久保田平司  
 （土佐） 後藤象二郎 神山郡康 福岡孝悌  
 （薩摩） 岩下方平 西郷隆盛 大久保利通

議定・参与は同年中に次の任命が行われた。

（議定） 長谷・岩倉参与より昇任。三条実美、伊達宗城（宇和島）任命。  
 （参与） 公卿参与 正親町公董 烏丸光徳 西園寺公望 東久世通禧  
 藩士参与 溝口藏人（孤雲）・津田山三郎（信弘）（以上肥後） 田宮  
 如雲・林左門（以上尾張） 三岡八郎（越前） 十時撰津（柳河）

#### 三職七科

王政復古の大号令を発した一二月九日夜、小御所会議によつて慶喜の辞官納地が決定し、これに憤激した幕臣はついに兵を起し、慶応四年（九月八日に改元されて明治元年）一月三日の鳥羽伏見の戦から、翌明治二年五月一八日函館五稜郭陥落までの戊辰戦争となるが、一方官制も漸次整備されていった。

前年一二月九日の三職は仮りにおかれたものであったので、本年一月一七日官制が制定され、三職七科の制が施行された。最高職は総裁で、一切の事務を統轄し、議定中より選ばれた副総裁がそれを輔ける。七科には各々総督があり、その下に事務掛を置いて行政に当たる。議定は公務の議定と立法を掌る。参与は各科の事務掛に任ぜられる。そのうち公卿中より任じた者を「上の参与」、各藩より推挙された徴士をもつて任命したものを「下の参与」と称した。三職七科の職制は次のとおりである。

三職分課  
 総裁 宮 萬機ヲ総裁シ一切ノ事務ヲ決ス  
 議定 宮 公卿 諸候 事務各課ヲ分督シ議事ヲ定決ス  
 神祇事務総督 神祇祭祀祝部神戸ノ事ヲ督ス  
 内国事務総督 京畿庶務及諸国水陸運輸駅路開市都城港口鎮台市尹ノ事ヲ督ス  
 外国事務総督

外国交際条約貿易拓地育民ノ事ヲ督ス

海陸軍務總督

海軍陸軍練兵守衛緩急軍務ノ事ヲ督ス

合計事務總督

戸口賦役金穀用度貢獻宮繕秩祿倉庫ノ事ヲ督ス

刑法事務總督

監察彈劾捕亡斷獄諸刑律ノ事ヲ督ス

制度寮總督

官職制度名分儀制撰叙考課諸規則ノ事ヲ督ス

参与

事務ヲ參議シ各課ヲ分務ス

神祇事務掛 内国事務掛

刑法事務掛 制度寮掛

徴士 無定員

外国事務掛

海陸軍務掛

會計事務掛

諸藩士及ヒ都鄙有才ノ者、撰挙拔擢参与ニ任ス。下ノ議事所ニ在リ。則議事官タリ。又分課ニ因テ其課ノ掛トナル者其事ヲ專務ス。撰挙ノ法公議ヲ執リ拔擢セラル。即徴士ト命ス。在職四年ニシテ退ク。広ク賢才ニ讓ルヲ要トス。若其人当器尚退クヘカラサル者ハ、又四年ヲ延ヘ在職八年トス。衆議ニ執ルヘシ。

貢士 大藩三員 中藩二員 小藩一員

諸藩士其主ノ撰ニ任セ、下ノ議事所ヘ差出者ヲ貢士トス。則議事ニ与リ、輿論公議ヲ執ルヲ旨トス。貢士定員有テ年限ナシ。其主ノ進退スル所ニ任ス。又其人ノ才能ニ因テ徴士ニ撰挙スヘシ。諸候議定職徴士參職共ニ改テ、今年正月ヲ以テ受命ノ付トナシ、以後年限ノ見付且月給次第之ヲ以テ定ムヘシ。下参与徴士ノ命ヲ受ケサル者ハ、改テ貢士トナスヘシ。且新ニ大中小藩ノ定員ヲ以テ貢士ヲ置クヘシ。

大藩四十万石以上、中藩十万石以上三十九万石ニ至ル。小藩一万石以上九万石ニ至ル。

〔法令全書〕明治元年布告第三六号

三職八局 三職七科の制は二月三日に改訂された。七科のうち海陸軍事務を軍防局と改め、総裁局を新設して三職八局とし、総裁局に副総裁・

輔弼・顧問・弁事・史官を、他の七局に督・正権輔・正権判事をおき、また徴士の職務が変更された。

三職

総裁職 官任之副総裁公卿諸候任之

萬機ヲ総ヘ一切ノ事務ヲ裁決ス

議定職 宮公卿諸侯徴士任之

事務各課ヲ分督シ議事ヲ定決ス

参与職 公卿諸侯徴士任之

事務ヲ參議シ各課ヲ分務ス

八局

総裁局

神祇事務局

神祇祭祀祝部神戸ノ事ヲ督ス

内国事務局

京畿庶務及諸国水陸運輸駅路開市都城港口鎮台市尹ノ事ヲ督ス

外国事務局

外国交際条約貿易拓地育民ノ事ヲ督ス

軍防事務局

海軍陸軍練兵守衛緩急軍務ノ事ヲ督ス

合計事務局

戸口賦税金穀用度貢獻宮繕秩祿倉庫及商法ノ事ヲ督ス

刑法事務局

監察彈劾捕亡斷獄諸刑律ノ事ヲ督ス

制度事務局

官職制度名分儀制撰叙考課規則ノ事ヲ督ス

徴士貢士

徴士 無定員

諸藩士及都鄙有才ノ者公儀ニ執リ拔擢セラル。則徴士ト命ス。参与職各局ノ判事ニ任ス。又其一官ヲ命シテ参与職ニ任セサル者アリ、在職四年ニシテ退ク。広ク賢才ニ讓ルヲ要トス。若其人当器尚退クヘカラサル者ハ、又四年ヲ延

テ八年トス。衆議ニ執ルヘシ。

貢士（大藩四十万石以上三員、中藩十万石以上三十九万石ニ至ル二員、小藩一  
万石以上九万石ニ至ル一員）

諸藩士其主ノ撰ニ任セ、下ノ議事所へ差出ス者ヲ貢士トス。則議事官タリ。  
輿論公議ヲ執ルヲ旨トス。貢士定員アツテ年限ナシ。其主ノ進退スル所ニ任  
ス。又其才能ニ因テ徴士ニ選挙スヘシ。

〔法令全書〕明治元年布告第七三號

### 五箇条御誓文と政体書

王政復古後の混乱した政局の中にあり、なお幕府追討軍の東下という大軍事行動を進めながら、新生日本の針路を示し、新生の大綱を明らかにするために、明治元年三月一四日五箇条御誓文が發布され、この方針を官制に具体化し、施行規定を定めたのが、閏四月二二日に發布された政体書であり、これと同時に三職八局の制は廃止された。

### 政体

一 大ニ斯国是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ御誓文ヲ以テ目的トス。

一 広ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決ス可シ。

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ。

一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ゲ、人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス。

一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ。

一 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起ス可シ。

一 右御誓文ノ条件相行ハレ不悖ヲ以テ旨趣トセリ。

一 天下ノ權力総テコレヲ太政官ニ帰ス。即チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム。

一 太政官ノ権カヲ分ツテ、立法・行政・司法ノ三權トス。則偏重ノ患無カラシムルナリ。

一 立法官ハ行法官ヲ兼スルヲ得ズ。但シ臨時都府巡察ト外国応接トノ如キ猶立法官得管之。

一 親王公卿諸侯ニ非ルヨリハ、其一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ、親敬大臣ノ所以ナリ。藩士庶民ト雖トモ、徴士ノ法ヲ設ケ猶其二等官ニ至ル者ハ貴賢ノ所以ナリ。

一 各府各藩各県貢士ヲ出シ議員トス。議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ。

一 官等ノ制ヲ立ツルハ各其職任ノ重キヲ知り、敢テ自ラ輕ンセシメサル所以ナリ。

一 僕従ノ儀親王公卿諸侯ハ帶刀六人、小者三人、其以下ハ帶刀二人小者一人、蓋シ尊重ノ風ヲ除テ、上下隔絶ノ弊ナカラシムル所以ナリ。

一 在宮人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ、若シ抱議面謁フ乞者アラバ、之ヲ宮中ニ出シ、公論ヲ經ベシ。

一 諸官四年ヲ以テ交代ス。公選入札ノ法ヲ用フベシ。但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ殘シ、二年ヲ延シテ交代ス。断続宜シテ得セシムルナリ。若其人衆望ノ所屬アツテ、難去者ハ猶数年ヲ延サザルヲ得ズ。

一 諸侯以下農工商各貢獻ノ制ヲ立ツルハ、政府ノ費ヲ補ヒ兵備ヲ嚴ニシ、民安ヲ保ツ所以ナリ。故ニ位官ノ者亦其秩禄官給三十分ノ一ヲ貢スベシ。

一 各府各藩各県其政令ヲ施ス。亦御誓文ヲ體スベシ。唯其一方ノ制法ヲ以テ、他方ヲ概スル勿レ。私ニ爵位ヲ与フ勿レ。私ニ通宝ヲ鑄ル勿レ。私ニ外国人ヲ雇フ勿レ。隣藩或ハ外国ト盟約ヲ立ツル勿レ。是小權ヲ以テ大權ヲ犯シ、政体ヲ紊ルベカラザル所以ナリ。

一 官職

太政官分ツテ七官ト為ス（原漢文、以下同じ）

○議政官

上局

議定 親王諸王公卿諸侯ヲ之ニ充ツ。内二人輔相ヲ兼ヌ

政体ヲ創立シ、法制ヲ造作シ、機務ヲ決定シ、三等官以上ヲ詮衡シ、賞罰ヲ

及明シ、條約ヲ定メ、和戰ヲ宣スルヲ掌ル。

参与 公卿諸侯大夫士庶人ヲ以テ之ニ充ツ。

同ジク議定ヲ掌ル。

史官

筆生

下局

議長二人 弁事之ヲ兼ヌ

議員 貢士

議員 上局ノ命ヲ承ケテ議スル所ノ条件左ノ如シ

租税之章程 駅通之章程 貨幣ヲ造ル 権量ヲ定ム 外国ト新

約ヲ結ブ内外通商章程 拓疆 宣戰講和 水陸補拿 招兵聚糧

兵賦ヲ定ム 城砦或ハ武庫ヲ藩地ニ築ク 彼藩此藩ト争訟

右一官立法ノ權ヲ執ル

○行政官

輔相二人

天皇ヲ輔佐シ、議事ヲ奏宣シ、国内事務ヲ督シ、宮中ノ庶務ヲ總判スルヲ掌ル

弁事十人

權弁事

史官

筆生

右一官行法ノ權ヲ執ル

○神祇官

知官事一人 親王諸王公卿諸侯ヲ以テ之ニ充ツ。余ノ知官事之ニ倣フ。

神祇祭祀祝部神戶ヲ總判スルヲ掌ル。

副知官事

判官事

權判官事

書記

筆生

○會計官

知官事 田宅租稅賦役用度金穀貢獻秩祿倉庫營繕運輸駅通工作稅銀ヲ總判スルヲ掌ル

(以下右二同シ)

○軍務官

知官事

海陸軍郷兵招募守護軍備ヲ總判スルヲ掌ス

○外国官

知官事

外国交際ニ總判シ、貿易ヲ督監シ、疆土ヲ開拓スルヲ掌ル。

右四官行法ノ權ヲ分チ執ル。

○刑法官

知官事

法ヲ執リ律ヲ守リ監察軋彈捕亡斷獄ヲ總判スルヲ掌ル。

右一官司法ノ權ヲ執ル。

(地方官別項)

(『法令全書』明治元年布告第三三二一号による)

右政體書の官制は、律令官制の復活を目指したので、神祇官をおき、また太政官の権限は三分されて、立法機関として議政官、司法機関として刑法官、行政機関として行政・神祇・會計・軍務・外国の五官において、一応三権分立の形をとった。しかし立法官と行政官の兼任もあったりして、三権分立も実は不徹底であった。なお二年四月八日に民部官が新設されて、行政五官は六官となった。

### 二、地方政治の進展

**府県の成立** 明治元年一月鳥羽伏見の戦の後、政府は幕府征討軍をおこして、征討大総督を任命し、東海・東山・北陸・山陰・九州各地に鎮撫総督を派遣し、また旧幕領を直轄地として、主要地に鎮台を置き、ついで裁判所を設置し、これらを府または県と改称していった。鎮台は民政を掌ったが、兵力を有したので、鎮台と称し、裁判所は後の司法機関ではなく、民政機関であった。明治元年におけるその設置および改称を次に表示する。

鎮台 (総督)	裁判所 (総督)	府 (知事)	県 (知事)
一、三 大和鎮台	二、一 大和鎮撫総督	七、元 奈良府	五、元 奈良県

一三 大阪鎮台	二七 大阪裁判所	五二 大阪府	五三 兵庫県
二三 兵庫鎮台	二二 兵庫裁判所		
	二二 長崎裁判所	五四 長崎府	
	二九 京都裁判所	閏四二西 京都府	
	三七 大津裁判所		閏四二五 大津県
	三九 横浜裁判所	六一七 神奈川府	九三 神奈川県
	四二 箱館裁判所	閏四二西 箱館府	閏四二五 笠松県
	四八 笠松裁判所		
	四九 新潟裁判所	六三 越後府	九三 新潟県
	四九 但州府中裁判所		
	四二 佐渡裁判所		九二 佐渡県
	四二 三河裁判所		六九 三河県
		五二 江戸府	(他の県は省略)
		七六 度合府	
		一〇元 甲斐府	

奈良は鎮台から鎮撫総督となり、五月十九日県となり、七月二十九日府となった。  
 (一) は長官の職名(熊本県議会議史第一卷一八頁)

政府が地方政治に統制をはじめたのは、五箇条御誓文發布後である。  
 すなわち四月一二日には各藩の政務改革のため布告を出した。

朝政御一新之時ニ膺リ総テ簡易賈略之思食ヲ以、御国体御更張被為在度トノ御事、依テハ於諸藩モ御趣意ヲ奉體認、速ニ政令ヲ大変更致シ、奉安宸襟候様無之テハ不相濟次第勿論之事候。仮令慶元以還受封ノ国法制令タリト雖モ、当今ノ時勢ニ不相合之儀ハ、断然廃棄シ、一新之基本ヲ相立、朝廷諸藩一致之全力ヲ尽シ候テコソ、日新之聖業相顕候。(中略) 抑各藩朝旨ヲ奉體認一新之基本ヲ建ルハ、第一旧習因循ヲ看破シ、賢才ヲ挙ケ、国政ヲ革ムルニ在リ、然ルニ諸藩多クハ任撰ヲ主トセス、専ラ門閥ヲ以テ政柄ヲ為執候ヨリ、随テ旧習難改姦吏難除之患有

之哉、今般於朝廷モ撰錄門流ヲ被廢侯程之事ニ有之候ヘハ、諸藩於テ世祿家格ヲ以テ政事ヲ専ラニシ、方今之事體ニ不相合、或ハ庸劣被任ニ不堪向等速ニ廢黜致シ、非常拔擢ヲ以テ賢才ヲ登庸シ、国政十分ニ改正致シ候テ、皇国一體復古之御趣旨貫徹致候様御沙汰候事、『法令全書』明治元年布告第三一三號)

**府藩県三治の制** 地方制度をはじめて規定したのは、明治元年閏四月二二日の政体書である。(原漢文)

地方官ヲ分ツテ三官ト為ス

○府

知事一人

人民ヲ繁育シ、生産ヲ富殖シ、教化ヲ敦クシ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、

賞刑ヲ知シ、兼ネテ府兵ヲ監スルヲ掌ル

判府事二人

○藩

諸侯

○懸

知懸事

人民ヲ繁育シ、生産ヲ富殖シ、教化ヲ敦クシ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、

賞刑ヲ知シ、郷兵ヲ制スルヲ掌ル

判懸事

この地方制度では、全国を府・藩・県に分け、藩は大名領のまま存続させ、前記の裁判所を漸次府または県と改め、また多くの府県を新設してこれを直轄地とした。府の長官である知府事には「府兵ヲ監ス」の権すなわち兵馬の権が与えられたが、県の長官である知県事には「郷兵ヲ制ス」の職権が与えられていただけである。

このとき九州においては長崎裁判所が設置され、鎮撫総督沢宣嘉が裁判所総督に任ぜられ、四月一三日に全九州の旧天領の管轄を命ぜられた。なお閏四月二五日には、日田・富高・富岡の三県が設置された。

**藩治職制** 元年七月京都府の制定した職制を仮りに頒布し、一府藩県

一定の御規則不相立候テハ、御政令多岐ニ涉リ、弊害不少候、就テハ差

当り京都府ニ於テ相定候規則書遍ク御示シ相成候、若シ其土地民族ニヨリ難被行条件、且別ニ良法心附等之儀ハ、一々詳論、太政官へ可申出」と各府藩県の意見を求めた。ついで一〇月二十八日次の『藩治職制』を發布して、藩治の基準とした。

天下地方府藩県の三治ニ帰シ、三治一致ニシテ御国體可相立、然ルニ藩治之儀ハ従前各其家之立ルニ随ヒ、職制区々異同有之候ニ付、今後一般同軌之御趣意ヲ以テ、藩治職制大凡別紙之通可相立旨被仰出候事

#### 藩治職制

執政 無定員

朝政ヲ體認シ、藩主ヲ輔佐スルヲ掌リ、一藩紀綱政事総ベザルハ無シ。

参政 無定員

参政ノ事ヲ掌リ、一藩ノ庶務ハ与聞セズ。

公議人

朝命ヲ奉承シ、国論ニ代リテ議員ニ備ルヲ掌ル。

一、執政参政ハ藩主ノ所任ト雖モ、従来治襲之門閥ニ不拘人材登庸、務テ公奉ヲ旨トシ、其人員黜陟時々太政官ニ達スヘシ。

一、執政参政ノ外兵刑民事及庶務ノ職制其藩主ノ所定ト雖モ、大凡府県簡易ノ制ニ准シ、一致ノ理ヲ明ニスヘシ。但職制一定ノ上ハ之ヲ冊ニシテ太政官ニ達スヘシ。

一、藩主ノ側ラ従来所置用人等ノ職ヲ廢シ、別ニ家知事ヲ置キ、敢テ藩屏ノ機務ニ混セシメス、専ラ内家ノ事ヲ掌ラシム可シ。

一、公議人ハ執政参政中ヨリ出スヘシ。

一、大ニ議事ノ制ヲ立ラルヘキニ付、藩々ニ於テモ各其制ヲ立ヘシ。

十月二十八日

行政官

『法令全書』明治元年布告第九〇(二号)

右の要点は、(一) 家老に代つて執政・参政の任用 (二) 門閥の打破、人材登用 (三) 藩政と藩主の家政の分離 (四) 藩を代表する公議人の選定の四点にあった。

#### 府県施政順序

県府に対する統制は、明治二年二月五日『府県施政順

序』として、全文一七か条が布告された。次にその条項を掲げ、説明は適宜省略する。

#### 府県施政順序(抄)

一、知府県事職掌ノ大規則ヲ示ス事

地方ノ官府藩県ノ三治ニ帰ス。三治ノ政一途ナルヘキ様嚴重ニ御布告アリト雖モ、未タ一定規則ノ法トス可キナキ故、府県スラ猶動モスレハ政令一ナラス、下民疑惑ヲ生スルニ至ル亦宜ヘナリ。実ニ大政隆替ノ關係スル所、宜シク早く令ヲ布キ、一途ナラシムヘシ。是ヲ即今ノ大急務トス。

一、平年租税ノ高ヲ量リ、其府県常費ヲ定ムル事

一、議事ノ法ヲ立ル事

一、戸籍ヲ編制戸伍組立ノ事

一、地図ヲ精蔽スル事

一、凶荒預防ノ事

一、賞典ヲ掌ル事

一、窮民ヲ救フ事

一、制度ヲ立風俗ヲ正スル事

一、小学校ヲ設ル事

一、地方ヲ興シ富国ノ道ヲ開ク事

一、商法ヲ盛ニシ漸次商税ヲ取建ル事

一、租税ノ制度改正スヘキ事

右施政大綱タリ、其条目ニ至テハ詳細詮議スヘシ。令ヲ布クハ易ク事ヲ掌ルハ難シ、着実手ヲ下スヲ要ス。

一、施政ノ始切ニ戒ム可キハ聚斂ナリ。民心未定ニ租税ヲ議スレハ忽チ疑惑ヲ生ス。故ニ租税ノ事ハ最モ後ニ手ヲ下スヘシ。大綱第二件ニ租税ノ高ヲ量ルト記スハ、旧慣ノ歳入ヲ知テ費用ヲ節スルヲ旨トス。敢テ入費ヲ計テ租税ヲ高低スルニハ非ルナリ。

一、衆庶ト共ニ議事スルハ、衆論中至当ノ議ヲ采択スルヲ要ス。若シ議論ノ多ニ随ヒ、少ヲ捨ントセハ、紛擾ノ害ヲ生シ、施政ノ日ハアル可カラス。

一、賞罰ハ政ノ大柄ニシテ偏廢ス可カラス。大綱ニ賞典ヲ挙ルトアリテ、刑典ノ事ニ及ハサルハ、寛仁ノ叡旨ヲ奉シ、賞ヲ先ニシ罰ヲ後ニシ、務メテ教化

ヲ布キ、刑ス可キノ民ナカラン事ヲ希フナリ。  
 一、租税ノ制度改正ノ時ニ臨ンテ物論紛起スル事アル可シ。多クハ富民ノ貧民  
 ヲ煽揺スルニ出ツ。(中略)此等ノ情実精細ニ探索シ、勇決果斷セン事ヲ要ス。  
 右ノ件々大綱ニ追加スルハ、施政ノ下令必ス其始ヲ慎ム可キヲ要スルナリ。  
 (『法令全集』明治二年布告第一一七号)

三、肥後藩の制度改革

明治初年の藩勢 制度改革についてみる前に、藩勢について見ておく  
 必要がある。後の熊本県全部を概観するために、人吉藩および天領を併  
 せて表示する。

熊本藩

支配地総高並現米惣高  
 石高 五四万石  
 新田高 二四万六、〇〇〇石六〇七一七  
 総高 七八万六、〇一五石六〇七一七  
 免 三ツ八分七朱八厘二毛七弗  
 現米高 三〇万四、八三八石一六八四四三  
 人口 戸数

区分	男	女	戸数
藩士	八、〇五〇	八、〇〇〇	四、二八一
兵卒	三七、二一九	三四、五二四	一五、一一八

陪臣	八、二五九	七、六〇八	三、八一五
未家藩士兵卒	一、七〇〇	一、六五四	七一九
農	二七八、八四六	二七八、五八四	一一四、五一〇
商	一八、七二六	一八、一五三	六、九六五
社人	八六五	九二〇	二七七
僧侶	三、一六七	二、二四九	一、二四四
盲人	六八五	五二三	五七三
× ×	三、四九五	三、五七八	一、三五二
物費	一、六三九	一、五四四	三四五
計	三六二、六六三	三五七、三二七	一四九、一九七
人口総計	七一九、九九〇		

(注) 1 明治二年一〇月『諸務変革調』(県立図書館蔵)による  
 2 末家とは細川利永(高瀬支藩)、細川行真(宇土支藩)支配である。

人吉藩  
 石高租税高  
 石高 二万二、一六五石  
 新田高 一万九、二三〇石  
 租税 一万九、九七六石  
 人口

区分	人口	戸数
藩士	三二六	
徒士	七三二	



五箇庄			
石高	四石四六七		
人口	男 八七七	女 八七七	合 一、七五四
戸数	一四六		

(注) 明治元年二月「肥後国天草五ヶ庄村高戸口取調(長崎県立図書館蔵)による。

**制度改革** 慶応三年から明治元年ころの藩主は韶邦であり、その下にあって改革に当たった者は、学校党を中心とした守旧派であったので、藩の改革も積極性は見られず、むしろ政府の改革意見を最小限度に実行した程度のもにすぎなかった。

**触下制** 維新政府が諸藩統制の第一に実施したのは、明治元年二月八日に布達した土地年貢の調査書提出と、二四藩触下の制である。触下の制とは全国二六〇藩のうち、加賀・薩摩・尾張・肥後・安芸・越前・水戸など二四の雄藩を触頭とし、その下に近隣一〇余の小藩を触下として附属させて、命令伝達を迅速且つ徹底させるためのものである。肥後藩の触下は次の一〇藩であった。

- 細川若狭守(肥後新田 三五〇百石)
- 細川豊後守(同 宇土 三〇〇)
- 相良遠江守(同 人吉 二二二)
- 中川修理大夫(豊後 岡 七〇四)
- 稲葉右京亮(同 臼杵 五〇〇)
- 松平中務大輔(同 杵築 三二〇)
- 木下敏治郎(同 日出 二五〇)
- 松平左衛門尉(同 府内 二二二)
- 毛利伊勢守(同 佐伯 二〇〇)
- 久留島伊豫守(同 森 一二五)

(『藩銘録』鈴木喬氏蔵)

計	士分	三、二二六	七二〇
	足輕	一四、七三八	三、三一〇
女	大工鍛冶	四七〇	一〇九
	三反地足輕	二七一	
男	水主	六七八	一二九
	社家	五四六	一二九
盲人瞽女	修験道	一四七	四〇
	寺院	八八	四七
町人	百姓	三二、七九一	六、三五二
	×	二、四八七	五五七
宮	×	一九四	三〇
	八〇		一八
堂	五四、二六〇		一一、四一一
	牛七、〇七二疋		馬九、二五五疋
軒	三五〇		

(注) 1 熊本県史料集成一四による

2 人口は明治三年一二月調である

天草

石高	二万五、四〇一石一〇七七		
人口	男 七八、三二八	女 七八、六三一	合 一五六、九四九
戸数	二五、〇七七		



藩治職制窺書 一〇月二八日先述の『藩治職制』が発表されると、肥後藩においても改革にのり出した。しかし太政官から示されたこの布達には、数々の疑点があったので、一二月藩政府は中央政府に対して次の質問書を提出した。

#### 藩治職制窺書

藩治職制朝廷ヨリ御沙汰ノ通ニ付左ノ振合ニモ可被仰付哉

一、執政 無定員云々

御家老御中老退是迄ハ大概定員有之候得共、向後ハ人物ノ有無ニ随、時體ノ寛急ニ因リ、或ハ増シ或ハ減シ、各所主ノ分職今度相定候通ニテ、御中老ハ家知事ノ惣轄モ兼候様可被仰哉

一、參政 無定員云々

御奉行ヲ向後參政ト被改、副役モ御足高其儘ニテ、都テ着座ニ被仰付、是ヲ上ノ參政ト唱候様可被仰付哉

一、下參政 式百石高又ハ三百石高座席御使番列

右御役ヲ此節新ニ被設、可然人物ハ門地無差別御登用可被仰付哉

右ノ通上下參政ノ兩府ヲ被建置、何事モ先ツ下ノ參政ニ下シ、此府ニテ得斗研究ヲ遂候上、上ノ參政ニ達ス、此府ニテモ猶反覆討論イタシ、一定ノ処ニテ執政工達候様可被仰付哉

一、公儀人云々

是ハ大藩三員ト最前御沙汰有之候間、已來共其通可被差出哉

一、執政參政ハ藩主ノ所任トイヘトモ云々

可然人物ハ先ツ下參政工御登用御試有之、惣以致相応一統ノ人望モ帰候ハ、上參政工転、夫ヨリ執政ニモ可被仰付、何モ朝命ノ通公挙ヲ旨トシ、人員黜陟等時々太政官工可被仰達哉

一、執政參政ノ外兵制刑民事云々

右三職及庶務ノ職制ハ御国旧典ノ通ニテ先可然、尤簡易ノ御仕法ハ成丈御手ヲ可被附哉

一、藩主ノ側ハラ云々

御用人ハ被廢、御左右ノ事件不依何事御近習御次組工被委、是ヲ家知事ニ被仰付、且又外ニ御供頭ヲ御取起、以前小姓頭ノ振合ニ被准、孰モ御中老支配

ニ可被召加哉

一、御次物書所ヲ廢シ、新ニ家知事物書所御供頭物書所ヲ可被設哉

一、御書方ハ地旅共機密間工併局可被仰付哉

本文ノ通候処、御次物書所ハ政府工併局被仰付、御次方分職御奉行ノ附屬ニ可被仰付哉

本文局ニ若殿様御発駕後モ大概居り合候迄ハ、是迄ノ通相勤候様可被仰付哉

哉

右ノ通ニ付御次物書所根取ハ御奉行所根取、同筆役ハ右同筆役、同物書ハ右

同御物書、御書方ヨリ同所工被召仕候面々ハ、機密間掌役、右同御物書

右ノ通御役名可被致哉

一、公議人ハ執政參政云々

御家老御中老大監及參政ノ内ヨリ被出、人柄次第下參政ヨリモ可被出哉

一、大ニ議事ノ制云々

往々屹ト此御趣意ヲ可被遂哉

右者荒方ノ稜々迄ニテ、瑣細ノ事件ニワタリ候テハ、向々ノ見込モ可有之候間、追テ取シラヘ可奉窺候 以上

十二月

〔勅書及職制〕 県立図書館蔵

この窺いに対し、中央政府からどんな指示があったかいまその資料を欠くが、明治二年一月には一応の成案を得て京都へ持参したが、何かの理由から提出されず、さらに二月には案を練って完成した肥後藩の藩治職制が提出された。

#### 藩治職制

告諭日執政參政ノ外、兵制民事及庶民ノ職制ハ藩主ノ定ムル所ト雖トモ、大凡府藩具簡易ノ制ニ准シ、一致ノ理ヲ明ニスヘシト云々、且政體一冊御頒布ノトコロ、弊藩従来議政行政ノ差別ナク、執政參政ニテ議行シ、各務ノ職制ハ參政以下分課シ、執政コレヲ総轄シテ聽断セリ、今執政モマタ分課シ、更ニ議政局ヲ設テ議行司ノ三權偏重ナカラシム、但各務分課ノ多寡ハ旧來ノ定制アリテ、悉ク朝制ニ符同スルコト能ハス、府藩ノ地位自ラ異ナル所以ナリ、若夫朝旨ニ

齟齬スル者アラハ、遂日朝裁ヲ仰テ漸ヲ以テ之ヲ改革センコトヲ要ス、今所定如左

政事堂 分為十局

議政局 機密局記録局屬之

上局

執政 副執政 上參政 下參政

下局

佐式 分司 筆生

右一官ハ立法ノ權ヲ執ル、藩ノ公議興リ聽サルコトナシ、乃公議ノ式如左

執政 副執政

上參政 下參政

佐式 分司

御誓文ヲ目的トシ、上ハ維新ノ政體ヲ遵奉シ、下ハ藩治ヲ公議シテ公法ヲ立テ、以テ是ヲ行法司法ノ官ニ授テ、藩民ヲ撫恤シテ周ク皇化ヲ施サンコトヲ要ス、若夫各分課ノ議ハ其局ノ執政以下分司ニ至ルマテ共ニ之ヲ議ス、若其議スル所ノ事務二局ニナルモノハ、二局ノ執政以下共ニ之ヲ議シ、三局四局ニ聯ナルモノモ亦如此

奉行局 侍客局屬之

上局

執政 副執政 參政

下局

分司 筆生

右一局行法ノ權ヲ執ル、前条議法ノ決断ヲ承テ藩治ヲ施行スルコトヲ掌ル

神祇局 斥邪局屬之

(前に同じ、以下省略)

歳時ノ祀典務ヲ潔清齊整ナラシメ、宮殿社壇時ニ及テ修造シ、神典ヲ尊崇シ、邪教ヲ斥ケ邪宗ノ遺族ヲ改正シ、神仏混淆ノ旧弊ヲ除カンコトヲ要ス

学校局 文館武樹医学館薬園屬之

(省略)

文武ハ藩士ノ常トイヘトモ、王政維新ノ休運愈勉勵シテ人才ヲ成就スヘシ

選舉局

人物ヲ秤量スルハ、名ニ循テ実ヲ責メ、短ヲ棄テ長ヲ取り備ランコトヲ求ルコトナク、門閥卑賤ヲ論セス、公選ヲ以テ才徳ノ士ヲ舉ヘシ

刑法局 鞠獄所追捕寮徒刑舍屬之

暴邪ヲ禁止シテ刑ナキヲ期ス、比附シテ罰スルモノハ、宜ク輕キニ從フヘシ、死刑ニ処スルモノハ廷奏シテ朝裁ヲ取ル

軍備局 城郭局邸宅局船艦局武庫司演武場製作所屬之

大ニ海陸ノ軍備ヲ興シ、城郭ヲ修理シ、器械玉葉ヲ藏蓄シ、航海ノ業ヲ習練セシム、邸宅ノ広狭ハ、禄ノ多少ニ依テ是ヲ頒ニ要害ノ地ニ妨ナカラシム

會計局 工作局修築局營繕司算勘司精算司雜貨司塩鼓司薪炭司屬之

入ヲ計テ出ヲ制シ、国用ヲ支度シ、京撰東京ヲ始メ各処ノ運漕留滞ナク、不虞ノ備ヲ厚クシ、錢穀ノ大計最モ怠慢セス、役員廉謹精密ナランコトヲ要ス、修築營繕ハ堅固ヲ主トシテ華麗ヲ求メス、要害ヲ慎ミ工匠ヲ勵シ、土木ハ時節ヲ考ヘ農時ヲ害セサラシム

郡務局 雜稅司米銀司倉粟司產物司植戶司屬之

歳時農業ヲ勸課シ、租稅ヲ正シ、力田孝悌ヲ激勸シ、風俗ヲ勵シ本業ニ敦シ、遊手苟簡ヲ戒メ地利ヲ興シ徭役ヲ均シ、餒饑鰥寡孤獨ヲ賑恤シ、蓄積ニ厚ク水旱ニ備ヘ、水利ヲ導修シ、農器ヲ貯ヘ民ヲ導クニ善ヲ以シ、姦匿ヲ糾シ訴訟留滞セサラシム

市務局 僧錄司屬之

商賈ノ生業ヲ敦クシ、貴賤ノ日用ヲ弁シ、遊手苟簡奢侈ヲ戒メ義利ヲ恣ニセササシメ、商法融センコトヲ要ス、新規ノ堂宇ヲ構ヘ、猥リニ僧尼ヲ度スルコトヲ禁ス

監察官

大監察

監察 附屬横目

大監察ハ執政副執政ニ対班シ、監察ハ參政ニ対班シ、附屬横目ハ定局ナク、藩

邸市井郷邑ヲ巡察ス、監察ノ官ハ都テ政令ノ得失官吏ノ勤惰人物ノ愆愆ヲ明ニ  
セシコトヲ要シ、糾弾ノ權ヲ取ル

親民官 分爲三等郡務参政ニ属ス

郡尹

各郡ノ大小ニ随テ一員或ハ二員ヲ置ク、郡ノ政令ヲ司ル、小事ハ専決シ、大  
事ハ郡務参政ニ上達シテ決ヲ取ル

懸令 懸ハ藩ニテ手永ト唱フ

郡下ニ懸アリ、懸令各一人懸ノ政令ヲ司ル、小事ハ専決シ、大事ハ郡尹ニ上  
達シテ決ヲ取ル

村長

懸下ニ村アリ、村長各一人一村ノ布令ヲ司ル、下情ヲ懸令ニ上達シテ決ヲ取  
ル

公議局

公議人 一員

執政参政ノ中ヨリ公選シテ是ヲ東京府ニ出ス、公用人ハ東西二京ニ置之

家知事

内家ノ事家知事以下各其官員アリテ是ヲ掌ル、藩治ニ興ルコト勿ラシム

この職制ではじめて地方制度に関する規定を設けた。すなわち中国の  
郡県の呼称をそのままが国に実施しようとし、郡はそのままで郡代を  
郡尹と改め、郡の下にあった手永を県と称し、手永惣庄屋を県令と唱え、  
村庄屋を村長と唱えさせようとした。これは版籍奉還に際し、中央にお  
いても奉還後の地方政治に関し、封建論とともに郡県論が唱えられたこ  
とと思ひ合わすべきである。ただこのとき郡県制は実施されなかつた。

藩治職制の制定に伴い、職名の改訂も行われた。前年一〇月二八日政  
府より示された布達にも、家政と藩政の分離を明示している。肥後  
でも二月三日に近習御次組を家知事と改め、三月一日には藩政担当首  
脳部の名称を次の通り変更し、その任命が行われた。

家老を執政と改 長岡帯刀以下七名

中老を副執政と改 溝口蔵人以下四名

奉行を参政と改 宮村平馬以下一五名

参政試補 飯田熊之助以下三名

## 第二節 版籍奉還と地方行政

### 一、版籍奉還

大政奉還、辞官納地によつて、幕府領は収公されたが、各藩は依然と  
して大名私領であつたので、すみやかに版籍を奉還すべきであるとの声  
は高まり、明治元年一月姫路藩主酒井忠邦はまず封土返上を奏請した  
が、これは却下され、二年一月二三日薩長土肥藩主連署して、奉還の建  
白書を提出して受納された。他の諸藩もこれに続いたので六月一七日聴  
許され、奏請しない藩には奉還が下命されて、全国の土地人民は全て朝  
廷に帰一した。このとき旧藩主は暫定的に知藩事として旧のまま藩政を  
掌握させた。

このとき肥後藩は熊本藩と改められ、藩主細川韶邦は次のとおり知藩  
事に任命された。

細川中将

熊本藩知事被仰付候事

明治二己巳六月

### 一、官制改革

奉還聴許の当日政府は諸藩に対して執政参政を廃せしめ、藩政担当者  
の人選基準を示した。

藩副事 重臣一門之内  
判事 家老之内  
権判事 用人之内  
弁事 公用人之内

この藩職制は実施にいたらないうちに七月八日官制の大改革が行われ、大宝令の制による新官制が公布された。

○神祇官

伯 大副 小副 大祐 少祐 大史 小史 史生 官掌  
使部

○太政官

左大臣 右大臣 大納言 参議 大弁 中弁 小弁 大史  
権大史 少史 権少史 史生 官掌 使部

民部省

卿 大輔 小輔 大丞 権大丞 小丞 大録 少録  
史生 省掌 使部

兵部省

以下職名省略

大蔵省

刑部省

宮内省

外務省

○待詔院

上局 下局  
長官 判官 権判官 大主典 小主典 史生 局掌 使部

○集議院

上局 下局  
長官 次官 議員 大主典 小主典 史生 局掌 使部

○彈正台

尹 掌 大忠 権大忠 少忠 権少忠 大疏 小疏  
大巡察 少巡察 巡察属 史生 台掌 使部

三、地方官制と府県奉職規則

地方官制

前項の中央官制に基づき、地方官制を次のとおり規定した。  
(原漢文)

○府

知事 一人  
府内ノ社祠戸口名籍ヲ知シ、百姓ヲ字養シ、教化ヲ布キ、風俗ヲ敦クシ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、賞刑ヲ判ジ、僧尼ノ名籍ヲ知スヲ掌ル。但シ府内ニ互市場有ラバ、則チ兼ネテ貿易事務ヲ知ス。

大参事 権大参事

府内事務ヲ参判スルヲ掌ル。藩県大参事此ニ准ズ。

少参事 権少参事

府内ノ小事ニ参判スルヲ掌ル。

大属 権大属 少属 権少属 史生

○藩

知事 一人

藩内ノ社祠戸口名籍ヲ知シ、士民ヲ字養シ、教化ヲ布キ、風俗ヲ敦クシ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、賞刑ヲ判ジ、僧尼ノ名籍ヲ知スルヲ掌ル。兼ネテ藩兵ヲ管ス。

大参事 権大参事 (以下畧)

○県

知事 一人 権知事

県内ノ社祠戸口名籍ヲ知シ、百姓ヲ字養シ、教化ヲ布キ、風俗ヲ敦クシ、租税ヲ収メ、賦役ヲ督シ、賞刑ヲ判ジ、僧尼ノ名籍ヲ知スルヲ掌ル。但シ県内ニ互市場有ラバ、則チ兼ネテ貿易事務ヲ知ス。

大参事 少参事 (以下畧)

(『法令全書』明治二年布告第六二二号)

この改正は太政官制の復活で、二官六省二院一台の制が整った。先の『三治の制』で知府事と知県事に附与されていた兵馬の権は、この改正

で廃されたが、知藩事だけは依然として「藩兵ヲ管ス」の権限が与えられていた。

**府県奉職規則** 明治二年七月一七日在来の府は東京・京都・大阪のほかすべて県と改め、七月二十七日に府県職員の仕事心得とも云うべき府県奉職規則が制定された。

**府県奉職規則**

一、民政ハ経国ノ大本最モ至重ノ事トス、謹テ御誓文ノ旨ヲ奉体シ、追々ノ御沙汰筋ヲ確守シ、常ニ下情ヲ詳察シ、教化ヲ広クシ、風俗ヲ敦クシ、以テ万民安堵ニ至ラシムルニ在リ、総テ下ニ臨着実ヲ旨トシ、民心不失ヲ緊要トスヘシ

一、在職ノ面々懇切ニ相補助勉勵シ、官長ノ指図聊違背スヘカラス、尤官等ノ高下ヲ不論氣附筋ハ忌憚ナク商議シ、公正ノ所ヲ以テ挙行スヘシ

附 在官各其力ヲ職務ニ尽スヲ要ス、知県事ハ大参事ニ委シ、大参事ハ少参事ニ託スル等決テ不可有之、自然枢要ノ権下ニ移リ、下情壅蔽シ遂ニ依怙偏頗ノ弊ヲ生シ、万民危疑不服ノ基ヲ致ス事ニ付、常ニ官長タル者能ク心ヲ用フヘシ

一、号令必ス其始メニ慎ミ聊民心ヲ失フヘカラス、賞罰必ス事情ヲ審ニシテ僭濫アルヘカラス

附 永世ノ規則ヲ創立シ、或ハ従前ノ法制ヲ改正セント欲セハ、上地民俗ヲ熟知シ、先ツ部内ノ衆議ヲ尽シ、公正ノ論ヲ採リ、其筋ヘ伺出其決ヲ受クヘシ、私ニ法ヲ立制ヲ改ル事ヲ禁ス、尤政令ヲ承順シ、瑣々タル小法則ヲ立ルハ、此法ニ拘ラス施行ノ後届出ツヘシ

附 忠孝節義篤行ノ賞典養老ノ典等ハ、常ニ僉議ヲ尽シ速ニ挙行スヘシ、尤永代及ヒ其身一代苗字帯刀ヲ免許スル等重賞ハ詳ニ其人ノ功勞ヲ記シ、民部省ヘ伺ヒ出其決ヲ請ヘシ、勤役中苗字帯刀ヲ免許シ、其他金穀等ヲ与ル等輕賞ハ其府県ニ委任スヘシ

附 死流ノ重刑ハ、罪案ヲ以テ刑部省ヘ伺出其決ヲ請ヘシ、其以下府懸ヘ委任ノ輕罰タリトモ、猥リニ取行フトキハ、必懲惡ノ道ヲ失フノミナラス、民心ノ向背ニ關係ス、詳細檢察スルヲ要ス

一、古田畑ヲ不怠培養シ、又ハ上地ヲ開墾シ山野河海ノ利ヲ興シ、生産ヲ富殖

シ庶民職業ヲ勉勵繁盛ナサシムヘシ

附 農ハ田畑永代売ヲ停止スル旧制ニ法リ、貧民ニテモ田畑ニ離レヌ様良制ヲ立、又ハ漸時質地譲リ帰シ等ノ処分ヲ着ケ、生産ニ基様熟慮スヘシ

附 土地を開墾シ水理ヲ變更スル等總テ地形ノ変スル事ハ、絵図扞人費積リ書ヲ以テ民部省ヘ伺出其決ヲ受クヘシ

一、常ニ凶年饑歲ノ慮ヲナシ、予メ民惠賑濟ノ備ヲ設クヘシ

附 鰥寡孤独廢疾ノ窺民ハ、常ニ僉議ヲ尽シ速ニ救助スヘシ、總テ一時ノ賑恤ニ非ス、年月ヲ経ル救助ハ其仕方ヲ記シ、民部省ヘ伺出其決ヲ受クヘシ。唯漸次産業ニ基キ貧民減少ナラシムルヲ要ス、尤天災禍乱ニテ一日モ遷延シ難キ賑恤ハ、此法ニ不拘早ニ施行ノ後民部大藏両省ヘ届出ツヘシ

附 救荒ノ制相立ハ民部省ヘ伺出其決ヲ受クヘシ

一、堤防橋梁道路ノ修繕怠ルヘカラス、常ニ其得先ヲ検査シ、絵圖並積リ書ヲ以テ民部省ヘ伺出、其決ヲ受ケ於施行ハ府懸ノ任トス、尤堀割分水新タニ水利ヲ興シ、又ハ管轄所交互スル治河等ハ、時宜ニヨリ當省ヨリ出張其地方官ト戮力施行スヘキ事

但天災非常ノ破損一日モ遷延シ難キハ此例ニ非ス、其以下瑣少ノ修繕等ハ總テ其府懸ニ委任ス、追テ届出ヘシ

一、駅通人馬制度諸貨錢増減等実地差支ノ筋ハ、詳細吟味ノ上民部省ヘ伺出、其決ヲ受クヘシ、下民ノ疾苦ヲ厭ヒ、旅人ノ運便ナラシムヘシ

一、私ニ租税ノ定額ヲ改革シ、又、蠲除スル等嚴禁トス、但シ旧貫不當ノ事或ハ天災禍乱ノ事アラハ、詳細事實ヲ記シ大藏省ヘ伺出其決ヲ受けクヘシ但シ検見ハ従前ノ習弊ヲ改正シ公平適宜ノ所ヲ以テ処置スヘシ

一、歳入租税ハ部内費用定額ノ外ハ一切收納ノ節速ニ大藏省ヘ納ムヘシ、私ニ金穀ヲ蓄ルヲ嚴禁トス

一、私ニ兵隊ヲ取建ヲ嚴禁トス、總テ壘壁砲台ヲ築造廢毀等ハ兵部省ヘ伺出其決ヲ受クヘシ

但急変防禦ハ此例ニ非ス、臨機ノ所置タルヘシ

一、邪宗門ハ勿論怪異ノ教法一切嚴禁タリ、部内不怠穿鑿シ民心ノ感ヲ解キ、政教一途ニ出ル所ニ注意シ、宜ク其処分スヘシ

附 社寺ヲ廢毀シ或ハ新建スル等ハ其筋ヘ伺出其決ヲ受クヘシ

一、諸有司首物贈答最モ嚴禁トス、且部内巡見ノ節ハ總テ尊大ノ弊習一洗シ、

輕装ヲ主トシ、旅籠賃錢等共下民迷惑ナキ様拜ヒ遺スヘシ、御用筋ニ依リ  
道案内一兩人ハ、格別權威ヲ振ヒ或ハ諸賄等決テ受クヘカラス  
陪從ニ至ル迄不心得無之様嚴密ニ心ヲ付ケ可申、總テ如何ノ所業見聞ノ節  
ハ可申立事  
右條々無違背宜相守者也

（『法令全書』明治二年布告第六七五号）

**熊本藩の制度改革** 中央政府の改革指令に依りて、諸藩でも改革がすす  
められていった。熊本藩の職制改革は明治二年七月二二日大参事・権  
大参事・少参事の任命があり、八月二七日には郡政総轄、軍事総轄、大  
監察の任命が行われた。その人員は次のとおりである。

- 大参事 四人 ○権大参事 五人
  - 少参事 六人
  - 郡政総轄 一人 ○軍事総轄 一人
  - 大監察 一人
- さらに一〇月一八日、新しい職制が実施され、職名が改められた。  
（ ）に旧職名を示す。

所		神事堂
行政	政事堂	
民政局	郡政局（郡方）	少参事 一
	記室（機密間） 選挙局（選挙方） 学校局（学校方） 当務局（当用方） 工作局（作事方） 修築局（掃除方） 邸宅局（屋敷方） 待客局（御客屋方）	大参事 四 権大参事 五 少参事 一

監局	市務局（町方） 斥邪局（類族方） 神事局・僧録局（寺社方）	少参事 一
	合計局（勘定方）	主宰（総轄） 少参事 一
	軍備局（軍備方） 船方を合併	主宰（総轄） 少参事 一
	刑法局（刑法方）	少参事 一
		監察 九

その他の諸職は省略する。地方は民政局のもとに次の諸役がおかれた。  
（町屋） 市令 欠員 肆長 坊長  
（郡部） 郡宰（郡代） 一六人 郡監（郡横目） 三人  
郷長（惣庄屋） 村長  
このうち市令は欠員のままとし、肆長坊長は任命されず、旧のまま  
明治三年の改革となった。  
（明治二年触状扣・肥後藩国事史料一〇卷）

### 第三節 明治三年の藩政改革と地方制度

#### 一、藩制の公布

中央政府の統制強化により、改革の遅れた藩も、漸次改革が進行した  
ので、政府は三年五月諸官省に対し藩政改革案の研究を命じ、九月一〇  
日には藩政改革の基準として『藩制』が公布された。

#### 藩制

一、藩分爲三、物成拾五萬石以上ヲ大藩トシ、五萬石以上ヲ中藩トシ、五萬石



未滿ヲ小藩トス

- 一、石高ハ草高ヲ不称物成ヲ以テ可称事、但雜税金石八両立ニテ本石高ニ可結込事

- 一、藩庁  
知事

大参事 不過二人

権大参事 有無其便宜ニ從フ

少参事 不過五人

権少参事 有無其便宜ニ從フ、小藩ハ之ヲ置カス

以上掌見職員令

大属 権大属

少属 権少属 史生

以上分課専務スル所アルヘシ、譬ハ会計軍事刑法学校監察ノ類ノ如シ  
右官員ノ多寡大中小藩ニ從テ可為適宜事

庁掌  
使部

- 一、藩高 譬ハ現米拾萬石

内 老萬石 知事家祿

残 九萬石

但公廩諸費常額追テ可彼相定候ヘ共當分左之通

内 九千石 海陸軍資

但其半ヲ海軍資トシテ官ニ納メ半ヲ陸軍資ニ可充事

残 八萬千石

但公廩入費士卒祿ニ充ツヘシ、尤精々節減シ有餘ヲ以テ軍用ニ可蓄置

様可心掛事

- 一、官祿藩々之適宜ニ任スヘキ事

一、功アツテ祿ヲ増シ、罪アツキ祿ヲ減キ、及ヒ一切ノ死刑等ハ朝裁ヲ請ヘシ、

一時ノ賞並ニ流以下ノ刑ハ収録シテ年末ニ可差出事

一、士族卒之外別ニ級アルヘカラサル事

一、正権大参事ノ内一人在京集議院開院之節即チ可為議員事、

但半年交代可致尤公儀人称呼廢止之事

一、歳入歳出年々十月ヨリ九月迄ヲ限リ分界ヲ立、別紙雛形之通明細書ヲ以テ年末ニ可差出事、但雛形ハ追テ可相違事

一、従前藩債ハ、一般之石高ニ關スル事ニ付、其支消之法ハ藩債之総額ニヨリ支消年限之目途ヲ立、知事家祿士卒祿其他公廩入費等ヨリ分賦シテ可償却事  
一、従前藩造之紙幣尙後引替濟之目的ヲ可相立事  
〔法令全書〕明治三年布告第五七九号

## 一、熊本藩の藩政改革

肥後藩（版籍奉還後は熊本藩）の改革は明治元年、二年と行われてきたが、これは先述のとおり学校党を中心とした守旧派による改革であったので、中央政府の強制的要請によつたにも拘らず、その改革は政府の意図し要求したものを、最小限度に実施したにすぎず、単に藩の機構改革に終わった感がある。これに対して明治三年の改革は、藩主首脳部を完全に交迭して門閥を打破し、租税の減免によつて農民を解放し、旧物打破によつて新知識を吸収し、あらゆるものを封建的支配から解放することであつた。これが「肥治の御一新は明治三年である」と云われる所である。

この改革を担当したのは、従来の政府と無関係な実学党豪農派であつたので、改革は政府の期待したものよりはるかに大きな成果を挙ぐるにいたつた。実学党のうち藩士派は、明治元年前半には中央政府へも横井小楠をはじめとして人材を送り、藩政府においても元田八右衛門（永孚）を中心として勢力を張つたが、七月の政変によつて失脚して以後は表面に出なかつた。これに対して豪農派出身の竹崎律次郎（茶堂・徳富太多助（一敬）の二人は、明治三年の改革の主軸となつて藩政を担当した。この二人は郷士であり、惣庄屋家の出身である。郷士は武士であり農民であるので、二人は改革に當つて同輩の惣庄屋層を権少属試補に任じ、在地の下級役人として農民の統制に當らせて改革の成績を取めた。そのため改革の初は録事差添として拾三人扶持の身分にすぎなかつた二人



が、数か月後には少属から天属となり、徳富はのち七等出仕となる異例の昇進をとげるに至った。改革の実動は藩主韶邦の辞任から始まる。学校党の韶邦は、病氣の理由で辞任し、五月八日弟護久は家督を相続し、同日知藩事に任命された。護久を扶けたのはその弟護美であり、兩人ともに実学党である。

改革の始人事更迭では、五月一〇日津田山三郎の権大参事任命にはじまり、六月一日大少参事、三日に権少参事試補任命が行われ、長岡護美ただ一人を大参事に任じ、在来の松井新次郎、佐々木(有吉)与太郎・米田虎之助など旧家老家の大参事を罷免又は権大参事へ降任し、その後一〇月から翌年二月にかけて、権少参事試補までの人事において、学校党を却けて実学党勢力の扶植につとめた。行政機構の改革は次のとおりである。

- 六月 三日 記室を弁務局と改、七月二八日廃止
- 六月 一五日 奉行所を藩庁と改
- 七月 八日 修築司・厩牧司を廃、一〇日修築局新設
- 七月 二二日 郡政局を民政局と改
- 七月 二〇日 神事局・学校局を弁務局に合併
- 九月 一〇日 太政官より改革規程が示されると、これらの各局司はすべて掛と改められた。

### 三、地方制度の改革

前年二月の改革案で、郡県制が定められ、郡尹・県令・村長も定められたが、実施されず、今回の大改正となった。

**士族屋敷** 旧軍隊の解体によって、隊長・司令などの階級的支配体制は廃止され、閏一〇月一七日士族は居住地によって一〇地域に区分され、各々族長を置いて支配に当たられた。

方角限族長ヲ設ケ左ノ通

番士大隊 留守大隊 番士隊 留守隊 組附中小姓 留守中小姓  
 留守徒士 補備隊 衛兵 医師組  
 右隊長司令共廃止、触支配ノ面々其外無役ノ士族卒ハ並社寺支配等惣テ族長ノ触ニ差加候事  
 但族長方角受ノ儀別紙ノ通相定候

#### 族長方角割

- 第一区 族長 郡 夷則
- 二九 桜馬場 古城 古京町 宮内 段山 牧崎 島崎辺 日向崎村
- 第二区 族長 熊谷忠麿
- 春日 高麗門 筒口 塩屋町 宮寺村 八島村 久末村 阿弥陀寺村 田崎村 古町村 横手村 御寺領村
- 第三区 族長 田中自遊
- 山崎 本山 本庄 別所村 春竹村 世安村
- 第四区 族長 井上才七
- 下通丁 高田原
- 第五区 族長 松山 繁
- 上通丁 手取 敷ノ内 高屋敷 地藏丁 明円寺丁 桜井丁 千葉城 永田丁 手取御弓丁 長安寺丁 黒楸町 一本竹 水道町 願正寺丁 坊主丁法
- 念寺町 被分町 草葉町 四軒丁 御厩橋通
- 第六区 族長 河四郎事
- 千反畑 井川淵 立田口 松下審慶
- 第七区 族長 沢村宇平
- 内坪井 外坪井 上林 合羽町 長柄丁
- 第八区 族長 水野 伝
- 白川向新屋敷 西新屋敷 傘淵 水道端 元新屋敷 練兵場 白川町 是法村 新馬借町 新鍛冶屋町 九品寺村 本村 大江村
- 第九区 族長 野村塊翁
- 建部 川東寺原 建部新屋敷 坪井村 村木丁 立田口
- 第十区 族長 牧 遊娘
- 京町 川西寺原 出町裏新屋敷 稗田 津浦村 打越村 京町村 岩竹村

注 右のうち村の部分は閏一〇月二二日の追加である。

〔藩制〕 県立図書館蔵

**町屋** 明治二年一〇月の改革では、町に市令・肆長・坊長が置かれたが、市令は欠員であった。今回もなお任命されていない。熊本・川尻など五か町は、従来の町別当に代って肆長をおき、丁頭を廃して坊長をおいた。

**郡制** 前年一〇月の改革で改称した郡宰・郡監を、三年六月二九日廃止し、郡政局に郡政大属・権大属・少属・権少属をおき、九か所の郡政出張所が設けられた。次に大属および権少属試補を挙げる。なお郡政局は七月一二日に民生局と改称された。

郡政出張所	所在地	大属	権少属試補
鮑田託摩	千葉城	岩佐善太門	深水参郎(水俣) 佐藤求助(五町) 宇佐川九郎次 高木武一郎 永井治左衛門
上益城	木倉	清田直	須藤十郎 小山改蔵(松山) 森川儀助(中富) 山下篤蔵 佐野市郎(竹迫) 布田市右衛門(矢部)
下益城宇土	松橋後 松山	白石伝太	河瀬典次(横手) 大賀源二 北原長之助 蔵原小左衛門 坂本淳蔵(荒尾)
八代葦北	日奈久後 高田	杉谷宇七郎	下山郡太(野津) 松岡延右衛門 竹下太平(小田) 柳原敬蔵 今村文太 門野健次
山本山鹿 菊池合志	河原	宗村加兵衛	光永七助(内牧) 赤星敬之允 山隈弥三 田中次一

玉名	内田後 繁根木	宇野貞雄	石井寿三郎 今村次八(南関)
阿蘇南郷	内牧 林源蔵	丸山新蔵(布田) 西島丈八 犬塚孫一郎(八代郡高田)	管淳蔵 岩下栄三郎
小国久住	久住 安田退三	古市仙太郎 松崎文兵衛 大塚英麿(野津県)	
野津原鶴崎	鶴崎 田上茂四郎	郡野一兵衛(高田) 福田村次郎 上村民次	

(肥後藩国事史料一〇巻、改正一件、一新諸控)

人名下の( )は改正直前本人が惣庄屋として在勤した手永名である。鮑田託摩の高木武一郎、阿蘇の西島丈八、八代の松岡延右衛門は旧惣庄屋家の出身である。三九人の郡政権少属試補中二〇人は惣庄屋関係者であり、他は一領一疋などである。

**郷組制** 八月二三日民政局より次の布達が出された。

今度改革ニ付村々庄屋を廢し里正を被設候

一、従前手永を何々郷と被改候  
一、在家人を郷士と被改候

八月廿三日 民政官

(明治三年『改正一件』県立図書館蔵)

これによつて従来の手永を郷とし、手永名をそのまま郷名としたが、八月・九月に次の郷は分合移管が行われた。

八月一九日 北里手永を小国郷と改称  
九月 佐敷・湯前両手永を併せて佐敷郷  
" 水俣・津奈木・久木野三手永を併せて水俣郷

山鹿・中村両手永を併せて山鹿郷  
九住手永を二分して久住・波野二郷とする。

九月三日 中富郷を河原出張所に移管  
一二月頃 深川・河原両手永を併せて菊池郷

このうち中富郷は従来玉名郡に属し、繁根木出張所の管轄であったが、このとき河原出張所に移管され、以後山鹿郡に属することになった。九住手永は豊後と肥後にまたがっていたが、このとき豊後六か村を久住郷、肥後九か村を波野郷とした。野津原・高田・関三郷は鶴崎出張所所管であつたが、久住郷とともに明治五年三月二十九日大分県に移管された。

手永制では村は手永に直結していた。先に述べた五か村組はあつたが、これは単なる村の連合体にすぎず、一つの行政区画ではなかつた。従つて村庄屋は手永惣庄屋に直結した支配関係にあつた。この改革では旧の五か村組を一つの独立した行政区画として、ここに里正をおき、村庄屋を与長とし、頭百姓を十戸長と改めて、ここに郷一組一村の行収区画と、里長―与長の命令系統が確立された。これを史料について見る。

明治三年……春村々頭百姓・御米払頭・山ノロ列ヲ旧会所エ呼出シ、御惣庄屋ヨリ断状ヲ渡置、一旦右役々ヲ廢シ、秋八月村々庄屋ヲ廢ノ事。……是迄ノ頭百姓ヲ廢シ十戸長ヲ置。凡十戸ノ見渡ヲ以テ組合ヲ立テ行。此報酬トテ小前ヨリ年二日宛十戸長エ手間加勢ニ極ルナリ。村ニ一名宛与長ト言役ヲ置、諸事務司執上役里正ニ手伝致。相勤ル事凡一年余ナリ。旧庄屋ヲ廢シ、是ヨリ数ヶ村司、役名ヲ里正ト称シ、当多久・維持ヲ受持。下内田村ヨリ原口真二郎ト申者在勤仕候事。

〔熊本県史料集成九『高木熊太日記』〕

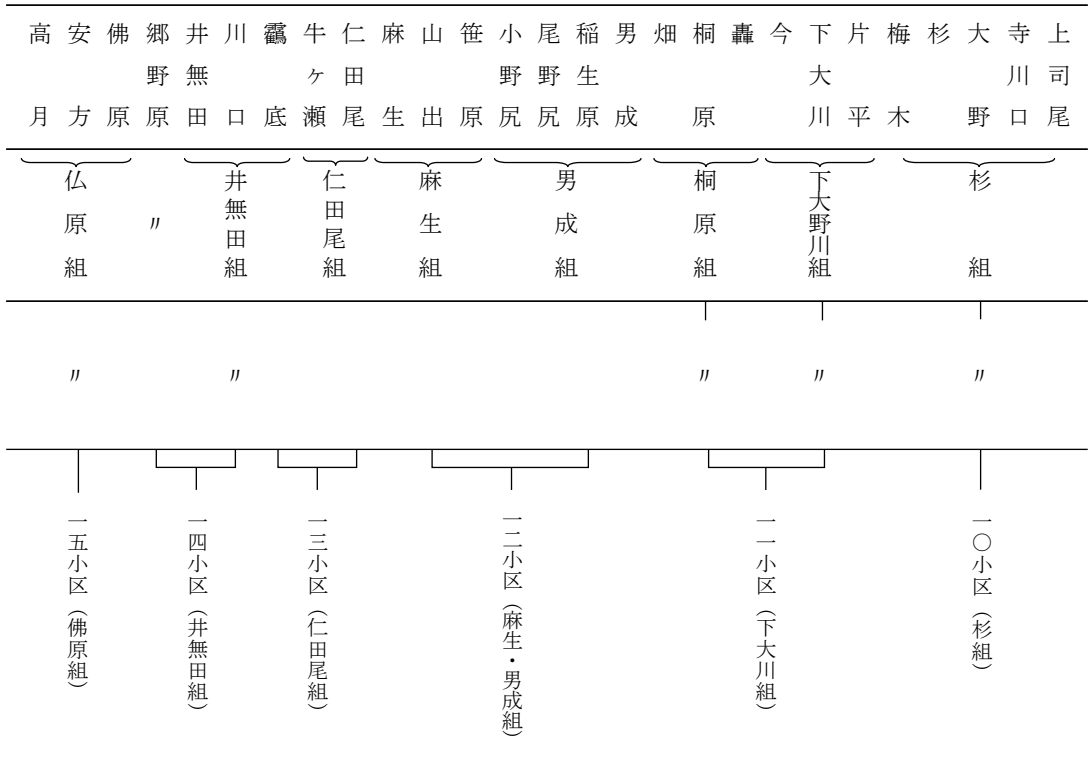
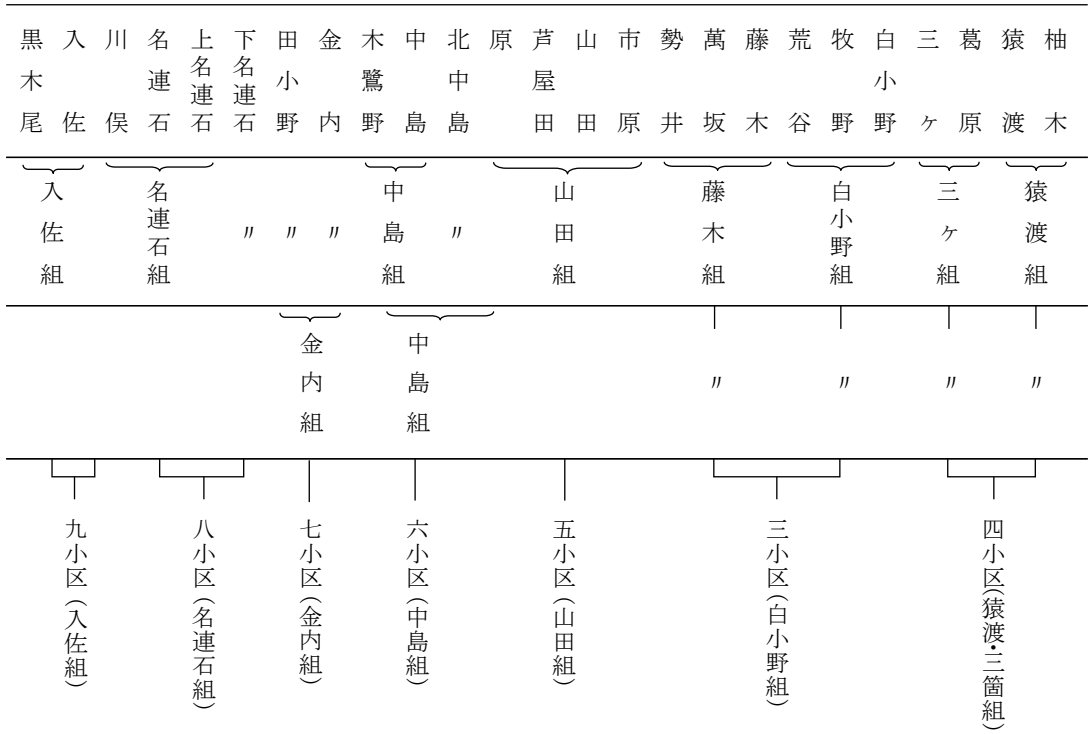
明治三年年七月ヨリ御一新二付、諸役人打替リ候間、役附左ノ通り  
里正 寺西惣治 与長 松村高朝  
但シ里正ハ乙姫・永草・赤水・無田・車帰村五ヶ村請持、与長ハ一村ニ屯人、然共自身ハ赤水・無田村二ヶ村請持被仰付候事

〔『松村高朝覚書』松村安氏蔵〕

組は一村一組もあり、数か村を一組とした場合もある。数か村のときは首村をもつて組名とする。里正は一人一組受持であつたが、時には一人で二組を受け持ったこともあつた。与長は一村一名を原則としたが、村庄屋が数か村兼帯であつたところでは、一人の与長が数か村を兼任したこともある。

この明治三年八月の村組はこのとき初めて実施されたものではない。これに先立つてその一月には村組を実施したところもあり、左に矢部手永の例を見る。矢部手永では「今度御改革ニ付矢部手永村々左之通村組被仰付候」として三一の村組をつくり、三年正月二三日惣庄屋布田市右衛門より各村庄屋宛に布達した。(荒谷下田家文書)左にこのときの村組と同年八月の村組および明治五年の組名とを記す

村名	明治三年一月	三年八月	五年
浜町	浜町組		一小区(浜組)
小原	小原組		
吉野			一九小区(小原組)
飼飼			
留石	白石組		
新藤	新藤組	新藤組	一八小区(新藤組)
下馬	下馬尾組		二小区(〃)



平野	大川	上井野	横野	川内	成君	下井野	下田	上田	管	目
平野組			川内組			下川井野組		"	"	"
大川組										
一六小区(大川組)	一七小区(川内組)					二〇小区(管組)				

下田家所蔵文書で、明治三年一月村組では、各組名は首村名で示され、その下に同村の庄屋名が記入されているが、これは組の行政担当者とうよりは、組村庄屋の代表者であり、村組はできて未だ村の連合体としての性格を脱却していない。従つてこのときの村組は、旧藩時代の五か村組と三年八月の村組との中間の形であると言ふことができる。右表中明治三年八月の村組は、史料不備なため全部を収録することができないが、矢部郷七八か村が明治三年一月には独立六か村を含む三一組に編成され、それが八月の村組で里正を置く行政単位となり、五年には二〇組に編成されて行く過程は知ることができる。また三年八月の郷組制は、五年の組制と大差ないと云われるが、詳細に比較検討すれば、またその差異も知ることができる。

八月の村組では、その村名が問題になり、地方の民政出張所よりの同が見られる。

今度郡政御改革ニ付、諸手永村々ニケ村又ハ三ヶ村合村可仕候所、所々村名之儀此節新タニ改方被仰付、是迄之村名ハ何組ト引改申度奉伺候

明治三年八月 木倉出張所

これに対して藩では

本文合村之儀朝廷江被差出候郡村高辻帳モ別々ニ候得ハ、是迄之村名ハ其儘存置、合村ハ何組ト唱候儀儀存寄無之事

八月三日

民政局

と返事している。

郷組制は史料乏しく、その全部を知ることにはできないが、その判明したものについて次に表示する。

手永	町	五	池	田
郷	町	五	池	田
組名	山室 亀井 竹部 室園 嶽 五町 鹿子木 弓削 太多尾 鶴羽田		梅洞 嶋崎 上代 孫代 半田	
村数				
所属村名	山室 高平 亀井 坪井 下立田 竹部 室園 内越 嶽 五町 鹿子木 弓削 野出 鶴羽田 馬出 御馬下		梅洞 上松尾 嶋崎 谷尾崎 新 上代 孫代 半田 小島	

鯰	田 迎	本 庄	錢 塘	横 手	池 田
〃	〃	〃	〃	〃	〃
小 仲 鯰 池 間	国 所 竹 笛 田 府 嶋 宮 田 迎	本 渡 小 長 近 長 山 鹿 山 溝 見 嶺	川 中 口 無 田	島 正 池 保 畑	柿 池 池 下 原 龜 上 松 尾
				四	四
小 池 仲 鯰 間 大 淵 下 鯰	国 所 竹 笛 田 府 嶋 下 宮 上 田 迎 神 水 無 田 上 笛 田	本 渡 小 長 近 長 山 鹿 山 溝 見 嶺 九 品 寺 戸 嶋 上 長 溝 今 下 近 見	川 中 口 無 田	島 正 池 嶋 新 荒 尾 刈 草 保 畑	柿 池 池 下 原 龜 上 松 井 芹 北 島 長 迫 中 尾 尾 牧 崎

木 倉	甲 佐	沼 山 津	
〃	〃	〃	
南 高 東 上 辺 横 木 田 野 上 野 田 野 倉 代 野 野 見 野 倉	三 大 府 横 田 船 箇 町 領 田 口 津	小 陣 福 惣 福 幸 寺 河 谷 原 領 富 川 中 原	秋 上 六 唯 島 嘉
五 四			
南 高 東 上 辺 横 田 野 上 野 田 野 代 野 野 見 野 栗 山	三 大 府 横 田 船 箇 町 領 田 口 津 小 横 田 下 田 口 麻 生 原	小 陣 福 惣 福 幸 寺 河 谷 下 陣 原 領 富 川 上 幸 川 中 下 寺 中 平 田 原 下 河 原	秋 上 六 唯 島 嘉

廻 江	杉 島	矢 部
〃	〃	〃
阿 木 鱒 高 原 瀬	积 杉 吉 大 箸 赤 迦 島 野 町 町 見 堂	三 猿 桐 下 大 中 金 井 藤 仏 新 白 下 箇 連 原 大 川 島 内 無 木 原 藤 小 馬 石 石 渡 原 川 川 島 内 田 無 原 藤 野 野 杉 尾
		二 二 三 三 三 三 二 三 三 三 三 三 五 四
阿 木 鱒 高 原 瀬 東 西 陳 阿 木 原 内 高 原 原	积 杉 吉 大 箸 赤 迦 島 野 町 町 見 堂	三 猿 桐 下 大 中 金 井 藤 仏 新 白 下 箇 連 原 大 川 島 内 無 田 木 原 藤 野 野 石 石 渡 原 川 川 島 内 田 無 原 藤 野 野 葛 名 猿 桐 片 平 中 金 井 藤 仏 新 白 下 原 連 渡 原 平 野 島 内 無 田 木 原 藤 野 野 三 賀 名 連 猿 桐 片 平 中 金 井 藤 仏 新 白 下 葛 原 石 渡 原 野 島 内 無 田 木 原 藤 野 野 長 田

	郡 浦	松 山	中 山	砥 用	河 江	
	〃	〃	〃	〃	〃	
宮 宝 鏡 有 原 出 鏡 佐		網 津	池 田	内 津 長 柔 山 留 野 津 留	北 河 新 小 西 北 豐 小 海 江 田 川 海 小 崎 野 東 東 東 野 崎 野	塚 隈 北 原 庄 田 尻
四 四 二 三	五				三	
上 宝 鏡 上 宮 出 鏡 鏡 有 原 芝 口 南 野 崎 北 野 崎 下 宮 原 宮 原 町 河 原 町	手 場 里 浦 里 浦 中 村 前 越	網 津	池 田 萱 野	内 津 長 柔 山 留 野 津 留	北 河 新 小 西 北 豐 小 海 江 田 川 海 小 崎 野 東 東 東 野 崎 野	塚 隈 北 原 庄 田 尻



高 田	種 山	野 津
〃	〃	〃
萩 植 高 豊 原 柳 下 原	猫 吉 早 興 吉 大 北 小 柿 栗 下 川 谷 王 尾 善 本 野 種 浦 迫 木 嶽 俣	貝 内 上 下 網 鹿 野 洲 田 出 村 道 島 津
四 四 一 五 三	三 三 四 三 四 五 一 二 二 一 一 一	三 三 三 四 五 三 五
萩原 大福寺 植柳 高下 上豊原 横手 弥次 西高下 下豊原 松江 高植 東本野 奈良木 田中 敷川内 西本野 麦島	猫谷 新牟田 岡小路 興善寺 吉本町 立神 北種山 小浦 柿迫 栗木 下嶽 川俣 東川田 南吉王丸 拵 岡谷川 吉本 河上 北種山 南種山 深山 下嶽 川俣 西川田 今 岡中 西吉本 上大野 南大野 新田	野津 東野津 西野津 南野津 北野津 鹿島 東鹿島 新地 南鹿野 北鹿野 中網道 西網道 東網道 下小路 中野 平島 外無田 上出 北 内田 外出 北出 貝洲 碓原 塩浜

湯 浦	佐 敷	田 浦	高 田
佐 敷	〃	〃	
陣内 大野 大川内 湯浦 兼丸 海浦 乙千屋 大尼田 斗石	吉尾 上久多良木 下久多良木 日奈久 下大野 二見 田浦	下松求磨 上松求磨 宮地 長田 井上 松崎 上野	
二 二 二 一 一 二 三 二 一	二 一 一 二 一 一 二	一 一 三 六 四 三 三	
陣内 大野 大川内 湯浦本 金丸 海浦 佐敷町 大尼田 斗石 東野角 西野角 塩浸 乙千屋	大河内 吉尾 上久多良木 下久多良木 日奈久町 日奈久 下大野 二見 田浦 浜	下松求磨 上松求磨 西宮地 東宮原 古麓 北片野川 上片野川 中片野川 下片野川 上日置 福正原 井上 下井上 海土江 古閑出 松崎 下高原 上高原 上野 大村 吉閑	

坂 下	内 田	小 田	正 院	津奈木	久木野	水 俣
”	”	”	”	水 俣		
坂 中 西 野 高 下 村 鍋 照 口 瀬 寺 寺 寺 寺 寺	石 木 姫 白 貫 葉 井 石	部 伊 横 小 大 田 倉 島 嶋 浜 見 倉 島 嶋 浜	北 谷	津 赤 久 袋 深 浜 奈 崎 木 野 川 村 木 崎 野 袋 川 村		
				三	五	一 一 二 二
坂 中 鍋 西 野 高 下 村 鍋 照 口 瀬 寺 寺 寺 寺 寺	石 木 姫 白 貫 葉 井 石 日 平	部 伊 横 小 大 田 倉 島 嶋 浜 見 倉 島 嶋 浜	正 院 北 谷	津 浜 久 袋 深 浜 奈 泊 木 野 川 江 木 赤 崎 薄 添 中 崎 原 原 添 上 平 口 福 浦 門 福 浦		

中 村	山 鹿	南 関	荒 尾	中 富
山 鹿		”	”	”
御 矢 多 長 鍋 山 志 芋 岩 宇 谷 久 谷 田 鹿 ケ 生 野 田 谷 久 谷 田 鹿 ケ 生 野		坂 板 大 関 関 上 楠 田 東 東 黒 黒 黒 黒 黒	大 府 野 腹 平 島 本 原 赤 山	千 小 藤 田 広 柳 井
三 二 二 四				
新 矢 多 長 鍋 湯 志 芋 岩 町 谷 久 谷 田 町 ケ 生 野 上 上 久 谷 田 町 岐 生 野 御 内 維 山 石 岐 宗 方 宇 内 持 内 相 宗 方 田 田 持 内 相 宗 方 下 下 下 下 下 下 下 下 御 御 御 御 御 御 御 御 宇 宇 宇 宇 宇 宇 宇 宇 田 田 田 田 田 田 田 田		坂 板 大 関 南 上 楠 田 東 関 黒 黒 黒 黒 関 黒 黒 黒 黒 町	大 府 野 腹 平 島 本 原 赤 山 大 府 野 腹 平 島 本 原 赤 山 大 府 野 腹 平 島 本 原 赤 山 大 府 野 腹 平 島 本 原 赤 山	千 小 藤 田 広 柳 井 千 小 藤 田 広 柳 井 千 小 藤 田 広 柳 井 千 小 藤 田 広 柳 井

河 原		深 川				中 村																		
菊		池				山 鹿																		
迫 新古 間 閑	原	下 河 原	伊 萩	輪 足	赤 星	出 田	限 府	虎 口	稗 方	池 田	本 野 本 分	辺 田	袈 裟 尾	高 島	野 間 口	西 寺	北 宮	中 村	吉 田	浦 生	高 瀬	永 野	庄	
七		二	三	四	四	四	三	七	四	五	二	七	四	四	五	二	六	五	五	三	四	四	三	
迫 間 東 迫 間	新 古 閑 夜 間 大 塚 甲 佐 町 南 古 閑	下 河 原 四 町 分	伊 萩 岩 本 姫 井	輪 足 藤 田 木 庭 築 地	赤 星 妙 見 上 妙 見 今	上 出 田 下 出 田 木 柚 子 広 瀬	限 府 町 正 觀 寺 高 野 瀬	虎 口 班 蛇 口	白 木 小 楠 野 寺 小 野 染 土 長 野	道 場 大 林 米 原 稗 方	龍 德 宮 原 阿 佐 古 池 田 木 山	本 分 本 野 本 分	瀬 戸 口 荒 牧	岡 田 流 川 山 崎 玉 祥 寺	菰 入 高 島 加 惠 高 田	野 間 口 鱗 穴 羽 根 木 西 郷 五 海	上 西 寺 下 西 寺	立 石 北 宮 深 川 村 田 大 琳 寺 片 角	古 閑 中 白 石 方 保 田 日 置	今 田 上 吉 田 名 塚 下 吉 田 山 鹿 熊 入	藩 生 靈 仙 久 原	上 組 下 組 津 袋 高 橋	上 野 下 野 五 郎 丸 太 田	庄 石 瀨 下 高 橋

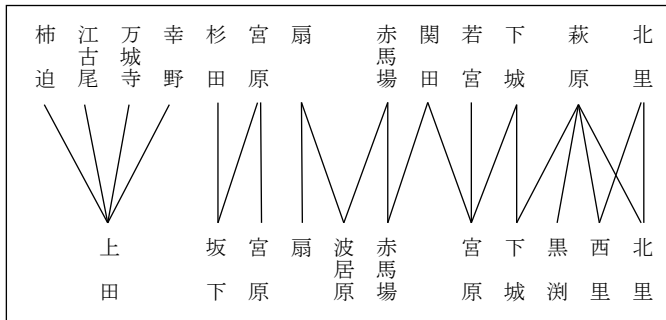
野 尻		菅 野		高 森		布 田		大 津		竹 迫										
"		"		"		"		"		"										
中 林	中 野 尻	野 尻	矢 津 田	草 ヶ 部	小 嶺	川 ノ 口	木 原 谷	柏	菅 尾	高 森	色 見	岩 坂	長 野	陣 内	灰 塚	杉 水	田 嶋	弘 生	住 吉	伊 倉
														五						
中 林	中 野 尻	野 尻	矢 津 田	草 ヶ 部 小 切	小 嶺	川 ノ 口	木 原 谷	柏	菅 尾	高 森	色 見 上 色 目	岩 坂 鳥 子	長 野	陣 内	灰 塚	杉 水	田 嶋	弘 生 南 弘 生	住 吉 上 住 吉 下 住 吉	伊 倉

九住	北	里	坂	梨	内	牧								
波野	小	国	"	"	"	"								
小池野	北里	黒渕	中原	赤馬場	満願寺	西里	下城	宮原	坂梨	宮地	部田目	内牧	竹原	黒川
	二	二	三	四	二	一	一	三		四		五		
小池野	北里	黒渕	中原	赤馬場	満願寺	西里	下城	宮原	坂梨町	宮地	野中	乙姫	内牧町	黒川
	西	城	坂下	杉田	波居原			土田		手野	永草	永草	役犬原	坊中町
			湯田	馬場				若宮		三ヶ	赤水	無田		
				関田						尾籠	車帰			

右の郷組一覽作製史料は一九点に上るが主なものは次のものである。

改正一件 先祖帳 明治三年戸籍 有禄士族基本帳 人民願伺 (以上県立図書館蔵) 町在 (永青文庫蔵) 熊本県議会議史第一卷 城南町史 小国郷史内藤文書 西林文書 下田文書

村の移管分合 三年九月郷組編成に当たって「弁利の為」として村を他



曾ての親村と枝村、あるいは小村より独立した村など、この時期に合併したものがある。杉島郷の例を見ると、一二月三日次の村の合併が

右種山郷

上杉嶋村と杉嶋村  
 莎崎村と下莎崎村  
 下赤見村と上赤見村  
 北永村と南永村  
 上碓村と下碓村  
 小国地方においては明治三年四月北里  
 手永時代に扇村が赤馬場より分村独立し、  
 八月一九日小国郷と改称されたのち、上  
 表のような分合改正が行われて、萩原・  
 杉田・関田・若宮・幸野・万成寺・江古  
 尾の七か村は上の一〇村に吸収合併され  
 た。

(小国郷史による)

郷へ移管したものがある。八代葦北両郡内においては次の通りである。

従前佐敷手永 高田手永 種山手永  
 海浦村 猫谷村 平島村  
 小田浦村 東川田村 北村  
 右田浦郷 吉王丸村 北出村  
 南吉王丸村 東網道村  
 新牟田村 右野津郷

## 第四節 王政復古後の人吉藩と天領

### 一、人吉藩

**明治元年・二年の改革** 明治元年七月藩主相良頼基は、藩政改革を行うべく、布達を出したが、その実動は他藩より遅れ、一〇月中央政府から布達された藩治職制も、本藩で実施されたのは、二年三月四日のことである。職掌などは肥後藩と大同小異であるので、ここは人名だけを挙げるにとどめる。

執政 那須拙速 神瀬伝左衛門

菱川 昇 田代忠左衛門

参政 大童平兵衛 樫木貫平

渋谷得藏 片岡五郎兵衛

家知事 久保山尉藏 豊永五助

林田量平

公議人 新宮左大夫(簡)

『相良家近世文書一四〇四号』(県立図書館蔵)

明治二年版籍奉還のことが起こると、二月二八日相良藩も奉還を奏請し、許可されて六月二二日相良藩は人吉藩と改められ、藩主頼基は人吉藩知事に任ぜられた。七月八日の官制改革によつて、藩では八月二五日に四名の執政職を廃したが、大参事以下の任命まで現職に留まることを命ぜられ、結局大参事・少参事は三年一二月まで任命されなかった。

相良藩預り天領であつた日向椎葉山八四か村五九〇石の租税は、元年八月二八日日田県に公収されたが、二年二月二二日延岡藩に移管され、六月には再び人吉藩の管轄に復された。

**明治三年・四年の改革** 熊本藩の改革は三年七月から一〇月の間に行われたが、人吉藩では三年正月に改革が開始されながらも、行政機構の

改革が一二月であり、改革の完了は廢藩置県後の四年一月までかかっている。

この改革は三年正月八代飯屋の水主中間引揚げから始まり、四年二月七日大参事以下の任命が行われた。

大参事 那須拙速

権大参事 大童平兵衛 新宮簡

少参事 神瀬伝

大属 久保山繩ほか二名

権大属 大童一郎ほか三名

少属 菱刈堅藏ほか四名

権少属 一三名

史生 一八名

庁掌 三名

地方行政については、四年正月一七日庄屋・横目を廢し、庄屋会所を村会所、庄屋を村長と改めた。町では町別当・乙名を廢し、人吉は大村・間村持と定め、一勝地の番所も廢した。

### 二、天草

王政復古の大号令渙発の直前慶応三年一二月六日夜、富岡陣屋襲撃事件が起きた。不逞の浪人約二〇名が富岡陣屋を襲撃し、劍道師範を殺し、農兵を斬り、郡会所を焼き御用金二万二千兩を奪って逃走する事件で、浪人の一隊はついに判明しなかった。明治元年(一八六八)正月一〇日旧幕府領を政府直轄とする布告が出されたので、長崎奉行河津祐邦と日田郡代窪田鎮勝は逃走し、富岡陣屋へは兒玉備後之助の率いる三九名の浪士が侵入し、これを追ってきた薩摩兵が上陸した。そのため天草には肥後・薩摩の藩兵が駐屯して対立することになったが、三月一日天草取締は肥後藩に決し、志方逸次が天草郡奉行となった。以後天草の所管は

次々に変わるので左に表示する。

明治元、一、二五 沢宣嘉を九州鎮撫総督に任命

二、一 長崎裁判所設置、沢を総督とする

閩 四、一三 長崎裁判所は全九州の直轄地を管轄、肥後藩の天草警備

免

閩 四、二五 富岡県設置、長崎裁判所参謀佐々木三四郎（高行）富岡

県知事任

五、四 長崎裁判所を長崎府と改、沢を府知事とする

六、一〇 富岡県を天草県と改称、一二日佐々木知事着任

八、一七 天草県を長崎府に合併、佐々木は長崎府判事に転任

九、二二 郡幸福田与富岡陣屋に着任

二、六、二〇 長崎府を県と改む

四、一一、一四 天草郡を八代県に合併

### 三、五 箇 庄

五箇庄は天領として天草とともに長崎県の管轄に入れられたが、次のとおり熊本藩に移管された。

明治三年十二月二十四日 太政官日誌

熊本藩へ

長崎県管轄地肥後国八代郡五ヶ荘之儀、別紙高帳之通其藩管轄被仰付候条、同  
県ヨリ地所受取、県並取計可申、尤高帳ハ追テ本帳引替可相渡事

（新聞集成明治編年史）